

平成27年度 第4回 岐阜県地方独立行政法人評価委員会  
—— 議 事 要 旨 ——

1 日 時 平成27年11月11日(水) 15:00 ~ 15:30

2 場 所 ふれあい福寿会館 409特別会議室

3 出席者

〔委員〕清島委員長、石原委員、富田委員、芝田委員

〔専門委員〕石山専門委員

〔法人〕(公立大学法人岐阜県立看護大学)黒江理事長、宇野事務局長

〔設立団体〕(岐阜県)久保田健康福祉部次長、副島地域医療推進課長、

安田管理調整監、鈴木県立病院・看護大学法人係長 ほか

\*\*\*\*\*

**報告** 県民意見募集(パブリックコメント)の結果

【清島委員長】

岐阜県立看護大学の第2期中期目標のパブリックコメントの結果について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

～パブリックコメントの結果の説明～

【清島委員長】

パブコメの結果に関しては、従前十分に議論したそのままの内容だと思います。事務局からあったような回答内容でよろしかったでしょうか。

【法人(宇野事務局長)】

パブリックコメントに関して、県の考え方を記載していただいているが、少し大学の方から補足をしたい。

この意見を頂いた方は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略を読んでおられ、県政についてよく理解されている方だと推察する。だからこそ、今回のコメントについて本学教職員は大変残念に思っている。入学者の約6割が県内出身の生徒であることもあり、大学としては県内就職率6割を一応の目安として、学生に対する働きかけを強化してきている。

例えば、学外実習は必ず県内の医療機関で行っており、愛知県の医療機関からも好条件のオファーがあるが断っている。就職ガイダンスにおいては、県内病院の看護部長や、県内の医療機関で働く大学のOB、OGを招き、県内の医療機関の魅力をPRしてもらっている。教員も常に学生に県内医療機関への就職を勧めている。

また、学生への教育だけでなく、当大学の特徴でもある、地域貢献を目指した共同研究事業では、県内の医療機関に教員が直接出向き、現場で抱える看護の課題を、看護師の方と

一緒になって考え、解決に向け取り組んでいる。

以上のおおりに、総合的な教育研究活動の取り組みを通じ、岐阜県の看護の質の向上を目指している。

このような取り組みを行っている中、パブリックコメント冒頭の「地域医療に貢献する気があるのか大きな疑念がある」とあるのは、極めて片面的な見方ではあるが、他方、我々の広報が行き届いていない点は反省をし、今後、一般の県民の皆様には本学の活動をご理解いただけるように、より一層取り組んでいきたい。

また、国や地方公共団体が法人に義務を課すことができるのは、法人の裁量、自由意志により実現可能な事柄に限られるものであり、就職先の決定は、最終的に学生の意思により決められるものであることから、論理的に義務化はそぐわない。

いずれにせよ、大学として、できることを最大限やっていることはご理解いただきたい。

**【清島委員長】**

パブリックコメントの投稿者に対する思いであると思うが、今回のとおりに県は回答しており、ご理解いただきたい。

もし、目標が達成できない場合でも別の観点、例えば地域枠の拡張やいろんな方法が考えられるため、その時に検討していけばよいと思う。

\*\*\*\*\*

**議題 1** 公立大学法人岐阜県立看護大学の第 2 期中期計画（素案）について

**【清島委員長】**

続いて、岐阜県立看護大学第 2 期中期計画（素案）について、第 1 期中期計画と比較し、新たに追加した項目、重点的に取り組む事項、その他充実させる事項などを中心に説明をお願いします。

**【法人（黒江理事長）】**

～資料 1、資料 2、の説明～

**【事務局】**

資料 3 については、重複する部分があるため説明を省略する。

**【清島委員長】**

今の説明において、なにかご質問などありますか。

**【富田委員】**

特定看護師の養成に大学はどのように関わっていくのか。卒業した人はもう働いているの

か。そもそも、中期目標に記載する必要があるのか。

**【法人（黒江理事長）】**

現在、特定看護師という制度は高度実践看護師と名前を改めている。高度実践看護師制度の中に当大学院に併設している専門看護師コースが含まれている。専門看護師コースはがん、小児、慢性の3コースがあり、ニーズが高いため、今後も継続していく予定である。また、単位数を26単位から38単位へ増やす計画があり、当大学でもそれに向けた準備を行っているところである。

現在専門看護師の資格を取得した修了者は各コース2名以上おり、既に病院に戻って働いている。

大学院では、専門看護師について研究を行っており、今後も継続していく予定であるため、第2期中期計画に記載をしてある。

**【清島委員長】**

単位数が26から38に増えたというのは修学期間が延びたということか。

**【法人（黒江理事長）】**

期間はそのままに、38単位を行う。教育内容をもう一段階充実させるため、病態生理学、臨床薬理学、フィジカルアセスメントの3つについて単位数を増やさなくてはならない。

**【石山専門委員】**

単位数の増加により、法人で特定行為の研修を受けやすくするという効果があるのか。

**【法人（黒江理事長）】**

専門看護師コースに関しては、特定行為の取得との関連性は今のところ検討していない。今後、岐阜県内で特定行為の取得に際して本学の専門看護師コースを役立ててもらえるのであれば、なんらかの形で協力していきたい。

**【石山専門委員】**

岐阜大学でどの程度やってもらうかは今後の課題となってくると思うが、単位数を重ねることによって医学部以外で特定行為の研修を認める制度等が整備されれば、率先して、参加してほしい。

**【法人（黒江理事長）】**

38単位申請に向け、病態生理学、臨床薬理学、フィジカルアセスメントの新しい3科目をたてる必要があり、これらについて、科目履修が出来るように準備を進めている。必要な単位数をこれで賄えるのであれば、ぜひ活用していただきたい。

【清島委員長】

意見が出尽くしたようなので、公立大学法人岐阜県立看護大学の第2期中期計画（素案）については、以上で終了とする。

法人に当たっては、今回の意見を踏まえ第2期中期計画の作成をお願いします。

\*\*\*\*\*

【清島委員長】

それでは、最後に会の全体をおしまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事をすべて終了いたしました。